

ダクトの隔離に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 R 編
(日本籍船舶用)

改正事項

ダクトの隔離に関する事項

改正理由

調理室のレンジからの排気用ダクトを居住区域の外壁に沿って導設する場合、外壁の一部がダクトの一面を形成することになるが、当該部分の外壁内面への防熱施工の可否に関する条文解釈に差異が生じていた。

このため IACS は、区画に隣接して設けられるダクトに対する規則の適用について議論を行った結果、上記のようなダクトに対しては隣接する区画内を通過するダクトとみなし SOLAS 条約第 II-2 章第 9.7.2.1 規則、第 9.7.2.2 規則及び第 9.7.2.5.1 規則の該当する要件に従って適切な防熱を施工することが合意され、IACS 統一解釈 SC221 として採択された。

今般、IACS 統一解釈 SC221 に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

ダクトが供される区画の外部において、当該ダクトがその他の区画と隣接する場合について、当該ダクトがその他の区画を通過するとみなして隣接面に適切な防熱を施工することを規定した。